

# 東京都下水道協会水質管理責任者資格講習会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水質管理責任者（工場又は事業場からの排水を適正に管理するため、東京都下水道協会（以下「協会」という。）に属する市町村の条例の規定により届出を義務付けている者をいう。以下同じ。）の資格を取得するため、協会に属する市町村の条例の規定により各市町村長が指定する講習（以下「講習」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 会長は、講習を実施するため、東京都下水道協会水質管理責任者資格講習会（以下「講習会」という。）の実施委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 講習会等に係る基本的事項の決定及び実施に関すること。
- (2) 講習会で使用するテキストの作成に関すること。
- (3) 修了試験の問題の作成に関すること。
- (4) 修了試験の合否の判定に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 委員会は、会長市及び第1部会から第7部会までのそれぞれの代表者（係長相当職にある者とする。）で構成するものとし、東京都下水道局流域下水道本部の係長相当職にある者をオブザーバーとする。

4 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。

(水質管理責任者資格講習会担当者会議の開催)

第3条 会長は、講習の実施にあたっては、事前に協会に属する市町村の水質規制に係る担当職員に周知するため、水質管理責任者資格講習会担当者会議を開催するものとする。

(講習会の実施)

第4条 講習会は協会が実施する。

2 講習会は隔年で1回実施する。

(講師)

第5条 講習会の講師は、原則として各市町村職員又は東京都下水道局職員が行う。ただし、必要に応じて講師を委託することができる。

(受講の申込み)

第6条 講習会を受講しようとする者は、講習会受講申込書を会長に提出しなければならない。

(受講料)

第7条 講習会を受講しようとする者は、前条の規定による申込みを行う際、講習会の実施及び運営に係る費用として受講料を会長に支払うものとする。

2 前項の規定に基づき、徴収した受講料は返還しない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(修了試験)

第8条 講習会において、修了試験を実施する。

(修了証書の交付)

第9条 修了試験の合格者に対して、修了証書を交付するものとする。

(協定の締結)

第10条 協会に属する市町村長と会長とは、講習会の実施について協定を締結する。

(委任)

第11条 この実施要綱の施行について必要な事項は、実施要領で定める。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成14年4月16日から施行する。
- 2 この実施要綱の施行の日前に支部が実施した講習会を受講した者に交付された修了証書及び修了証明書は、第9条の規定により交付された修了証書とみなす。
- 3 この実施要綱の施行の日前に支部に属する市町村長と支部長が締結した協定は、第10条の規定により締結した協定とみなす。

附 則

- 1 この実施要綱は、平成23年6月30日から施行する。
- 2 この実施要綱の施行の日前にこの実施要綱による改正前の実施要綱の規定により交付された修了証書は、この実施要綱による改正後の要綱の規定により交付された修了証書とみなす。

附 則

この実施要綱は、平成23年11月16日から施行する。